

第 188 号 (令和 7 年 1 月 24 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

△	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	3
---	------------------------------	---

**[告示]**

△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	4
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	8
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△	生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	10
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	11
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	12
△	保存すべき樹木の指定【みどり環境局環境活動事業課】	13
△	公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】	14
△	終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】	15
△	市道路線の認定【道路局路政課】	16
△	市道路線の廃止【道路局路政課】	18
△	市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	21
△	市道区域の決定【道路局路政課】	23
△	市道区域の供用の開始【道路局路政課】	24
△	県道区域の変更【道路局路政課】	25
△	市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	26
△	市道区域の変更【道路局路政課】	34
△	指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【中区地域振興課】	36

**[公告]**

△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	37
△	庁舎駐車場の指定管理者の指定【市民局地域施設課】	39
△	斎場の指定管理者の指定【健康福祉局環境施設課】	40
△	市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【医療局衛生研究所管理課】	41
△	公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】	43
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	44
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	45
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	46
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	47
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	48
△	同	49

】

△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	50
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	51
△ 同 【建築局調整区域課】	52
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	53
△ 同 【建築局建築指導課】	54
△ 同 【建築局建築指導課】	55
△ 同 【建築局建築指導課】	56
△ 道路附属物自動車駐車場の指定管理者の指定【道路局施設課】	57
<b>[区告示]</b>	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	58
<b>[区公告]</b>	
△ 横浜市日野南コミュニティハウスの指定管理者の指定【港南区地域振興課】	59
△ 横浜市中村地区センター及び横浜市浦舟コミュニティハウスの指定管理者の指定【南区地域振興課】	60
△ 横浜市鶴見市場コミュニティハウス等の指定管理者の指定【鶴見区地域振興課】	61
△ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【南区総務課】	62
△ 市有財産への写真自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【旭区総務課】	65
△ 横浜市磯子公会堂の指定管理者の指定【磯子区地域振興課】	67
△ 横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の指定【磯子区地域振興課】	68
△ 市有財産への自動写真撮影機設置に関する一般競争入札の施行【港北区戸籍課】	69
△ 横浜市上飯田地区センター等の指定管理者の指定【泉区地域振興課】	71
<b>[教育委員会]</b>	
△ 職員の懲戒処分【南部学校教育事務所教育総務課】	72
△ 同 【南部学校教育事務所教育総務課】	73
<b>[区選挙管理委員会]</b>	
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【南区】	74

---

規 則

---

通 勤 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。  
令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 1 号

通 勤 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

通 勤 手 当 に 関 す る 規 則 ( 昭 和 41 年 9 月 横 浜 市 規 則 第 65 号 ) の 一 部  
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 8 条 の 2 第 3 項 中 「 支 給 さ れ る 通 勤 手 当 」 を 「 支 給 さ れ る 給 与  
」 に 、 「 当 該 通 勤 手 当 」 を 「 当 該 給 与 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

告示

横浜市告示第 13 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 10 月 12 日	もりや歯科医院	港北区日吉本町一丁目 19 番 11 号
令和 6 年 10 月 26 日	歯科かわさき瀬谷クリニック	瀬谷区瀬谷四丁目 8 番地の 1
令和 6 年 10 月 31 日	あおばつばさクリニック	青葉区藤が丘二丁目 31 番地の 20
令和 6 年 11 月 1 日	鶴見かとう整形外科	鶴見区鶴見中央三丁目 15 番 30 号
同	白楽駅前歯科	神奈川区白楽 100 番地の 5
令和 6 年 12 月 1 日	高橋まことエキナカクリニック鶴見	鶴見区鶴見中央一丁目 1 番 1 号
同	つどい薬局豊岡店	鶴見区豊岡町 15 番 11 号
同	スギ薬局鶴見馬場店	鶴見区馬場四丁目 30 番 20 号
同	なの花薬局横浜ベイクォーター店	神奈川区金港町 1 番地の 10
同	馬車道すずきメンタルクリニック	中区太田町 5 丁目 69 番地
同	医療法人社団都筑会 関内レディースクリニック	中区真砂町 3 丁目 28 番地
同	日本調剤関内薬局	中区真砂町 3 丁目 28 番地
同	あおぞら薬局上大岡店	港南区上大岡東一丁目 9 番 7 号

同	中村薬局日野南店	港南区日野南五丁目 9番4号
同	上永谷駅前歯医者 M A K I D E N T A L C L I N I C	港南区丸山台一丁目 2番1号
同	はまりハ在宅クリニ ック若葉台	旭区若葉台三丁目 6 番 2 号
同	南横浜ファミリー歯 科	金沢区六浦東一丁目 49番1号
同	医療法人社団ナイズ キャップスクリニッ ク高田	港北区高田西一丁目 1番47号
同	サエラ薬局綱島店	港北区綱島西二丁目 12番5号
同	綱島あお整形外科・ 皮膚科	港北区綱島西二丁目 12番5号
同	横浜綱島フォレスト 耳鼻咽喉科クリニッ ク	港北区綱島西二丁目 12番5号
同	横浜綱島フォレスト 内科・循環器クリニ ック	港北区綱島西二丁目 12番5号
同	リンクス大倉山クリ ニック	港北区大豆戸町 89 番 地の 1
同	リンクス皮フ科クリ ニック	港北区大豆戸町 89 番 地の 1
同	薬局トモズ中山店	緑区台村町 326 番地
同	江田駅前内科外科ク リニック	青葉区荏田北三丁目 1番地の2
同	ライトハウスデント ルクリニック	青葉区つつじが丘 36 番地の10
同	すぎやまデントルク リニック平戸	戸塚区平戸五丁目 1 番 8 号
同	イースマイル歯科医 院	瀬谷区中央 3 番地の 6

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 6 年	リズ株式会	港北区大曾	すず訪問看護	港北区大倉山

11 月 1 日	社	根二丁目 35 番 16 - 1 号	ステーション	三丁目 47 番 3 号
同	朝日株式会社	旭区中沢一丁目 8 番 5 号	シーガル Smile 訪問看護 なかやま	緑区白山一丁目 19 番 6 号
同	株式会社 ライフティブ	相模原市南区双葉 2 丁目 15 番 3 号	ナーズリハビリステーション 陽の光横浜青葉	青葉区榎が丘 14 番地の 4
同	K I コンサルティング株式会社	青葉区梅が丘 2 番地の 15	ミライリハビリ訪問看護リハビリステーション 青葉	青葉区元石川町 3,712 番地の 11
同	相沢訪問看護ステーション株式会社	瀬谷区相沢四丁目 10 番地の 36	みなも訪問看護ステーション	泉区和泉町 5,626 番地の 2
同	株式会社 サークルオブケア	東京都大田区大森北 3 丁目 36 番 14 号	ななつぼし訪問看護ステーション	瀬谷区本郷三丁目 7 番地の 14
令和 6 年 12 月 1 日	医療法人 バディ	緑区長津田五丁目 5 番 13 号	訪問看護ステーション バディながつた	緑区長津田五丁目 5 番 13 号

横浜市告示第 14 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 7 年 1 月 1 日	岡田花菜	ひらい接骨院東 神奈川院	神奈川区西神奈川 一丁目 7 番地の 10
同	田中大志	オーロラ鍼灸治 療院横浜西店	西区浅間町 2 丁目 108 番地の 16
同	福永史織	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町 1 丁 目 76 番地の 1
同	鈴木崇右	桜台整骨院	港南区港南二丁目 27 番 19 号
同	清水公隆	オーロラ鍼灸マ ッサージ治療院	緑区長津田みなみ 台六丁目 23 番地の 3
同	菅野櫻桃	はり・きゅう・ マッサージみど りの風	都筑区川和町 1,47 1 番地
同	小島一毅	えがおの整骨院	泉区中田東三丁目 1 番 5 号
同	岸野邦夫	開設なし	泉区和泉中央南一 丁目 42 番 2 号
同	池田弥来	ひらい接骨院平 和島院	東京都大田区大森 北 6 丁目 14 番 10 号
同	西原伊織	ひらい東蒲田整 骨院	東京都大田区東蒲 田 1 丁目 1 番 1 号
同	良知真佳	同	同

横浜市告示第 15 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 4 年 2 月 1 日	株式会社 O N E - R E Y S	神奈川県神奈川区神大寺四丁目 18 番 4 号	L A メディカルステーション	(新) 神奈川県神奈川区六角橋六丁目 1 番 16 号
				(旧) 神奈川県神奈川区神大寺四丁目 18 番 4 号
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社と もろ一園	戸塚区南舞岡一丁目 23 番 9 号	ともろ一訪問看護ステーション市沢	(新) 旭区市沢町 262 番地の 11
				(旧) 旭区市沢町 308 番地の 1
令和 6 年 11 月 1 日	株式会社 L A R A	港南区丸山台三丁目 41 番 17 号	(新) n u r s e らら	(新) 保土ヶ谷区星川三丁目 8 番 1 号
				(旧) 訪問看護ステーションらら



横 浜 市 告 示 第 16 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
令和 6 年 5 月 12 日	竹 下 晃	開設なし	(新) 磯子区森が丘二丁目 25 番 32 号
			(旧) 港南区芹が谷一丁目 30 番 24 号
令和 6 年 11 月 1 日	丸 山 修 一	(新) 鍼灸マッサージゆうき堂せや治療院	(新) 旭区白根八丁目 33 番 32 - 2 号
		(旧) ゆうき堂せや治療院	(旧) 瀬谷区本郷三丁目 2 番地の 4
令和 6 年 12 月 1 日	加 藤 みどり	(新) 訪問マッサージみどりの木	港南区上永谷五丁目 22 番 90 号
		(旧) 開設なし	
令和 6 年 12 月 10 日	嶋 田 朋 恵	(新) 開設なし	(新) 緑区中山一丁目 22 番 22 号
		(旧) 開設なしきくな鍼灸マッサージ治療院	(旧) 神奈川区西寺尾二丁目 24 番 2 号
令和 7 年 1 月 1 日	勝 山 幹 雄	(新) カラダゆるやか鍼灸院	(新) 西区久保町 21 番 14 号
		(旧) 株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	(旧) 戸塚区前田町 50 1 番地

横浜市告示第 17 号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和 6 年 6 月 30 日	瀬谷こどもクリニック	瀬谷区中央 1 番地の 10
令和 6 年 8 月 1 日	あなん歯科医院	保土ヶ谷区星川一丁目 7 番 23 号

横浜市告示第 18 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 年 8 月 31 日	横浜きりがおかマタニティクリニック	緑区霧が丘三丁目 16 番地の 1
同	かもい女性総合クリニック	都筑区池辺町 4,035 番地の 1
令和 6 年 9 月 30 日	フジオカ薬局	港南区丸山台一丁目 11 番 4 号
同	ハックドラッグ横浜もえぎ野薬局	青葉区もえぎ野 1 番地の 2
令和 6 年 10 月 11 日	もりや歯科医院	港北区日吉本町一丁目 1 番 2 号
令和 6 年 10 月 20 日	たけうち歯科医院	港南区上永谷六丁目 1 番 1 号
令和 6 年 10 月 25 日	歯科かわさき瀬谷クリニック	瀬谷区瀬谷五丁目 8 番地の 1
令和 6 年 10 月 30 日	あおばつばさクリニック	青葉区藤が丘二丁目 31 番地の 20
令和 6 年 10 月 31 日	つくのクリニック	鶴見区佃野町 24 番 25 号
同	鶴見かとう整形外科	鶴見区鶴見中央三丁目 15 番 30 号
同	医療法人社団至誠会 斉藤歯科医院	鶴見区矢向六丁目 7 番 11 号
同	菜の花クリニック	港北区綱島西二丁目 11 番 2 号
同	e - S m i l e 歯科医院	瀬谷区瀬谷四丁目 5 番地の 31
令和 6 年 11 月 22 日	宮地歯科クリニック	中区不老町 1 丁目 5 番地の 11

横浜市告示第 19 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 6 年 12 月 28 日	鶴見駅前デンタルオフィス	鶴見区豊岡町 2 番 3 号
同	医療法人社団三島会スカイビル歯科	西区高島二丁目 19 番 12 号
令和 7 年 1 月 1 日	清水だるま薬局	磯子区杉田三丁目 10 番 7 号

横浜市告示第 20 号

保存すべき樹木の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）  
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を  
指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

指 定 樹 木	指 定 年 月 日
戸塚区品濃町 555 番地の 4 内のケヤキ	令和 6 年 12 月 4 日
港北区富士塚一丁目 13 番地の 40 内のクスノキ	
都筑区大熊町 497 番地内のクスノキ	
都筑区大熊町 497 番地内のクスノキ	
都筑区大熊町 497 番地内のクスノキ	
栄区鍛冶ケ谷一丁目 13 番地の 24 内のイチヨウ	
栄区鍛冶ケ谷一丁目 13 番地の 24 内のイチヨウ	
栄区鍛冶ケ谷一丁目 13 番地の 24 内のシラカシ	

横浜市告示第 21 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方 式	下水を公共下水道に流入させなければなら ない区域	供用開始 年月日
合流式	神奈川区西寺尾二丁目の一部 港南区港南五丁目の一部 戸塚区戸塚町の一部	令和 7 年 1 月 24 日
分流式	旭区二俣川 1 丁目の一部 港北区小机町の一部 緑区北八朔町及び三保町の各一部 栄区笠間二丁目の一部 瀬谷区中屋敷二丁目及び宮沢二丁目の各 一部	

横浜市告示第 22 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千若町 1 丁目 1 番地	神奈川区西寺尾二丁目の一部	令和 7 年 1 月 24 日
横浜市下水道河川局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目 17 番地	港南区港南五丁目の一部	
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	港北区小机町の一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区二俣川 1 丁目、緑区北八朔町及び三保町の各一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	瀬谷区中屋敷二丁目及び宮沢二丁目の各一部	
横浜市下水道河川局栄第一水再生センター	栄区小菅ヶ谷二丁目 5 番 1 号	栄区笠間二丁目の一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	戸塚区戸塚町の一部	

横浜市告示第 23 号

市道路線の認定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
末吉橋 第 316 号線	鶴見区矢向一丁目 1,464 番地内 同 区同 1,383 番の 2 地内	
末吉橋 第 317 号線	鶴見区上末吉二丁目 1,264 番の 2 地内 同 区同 1,357 番の 17 地先	
洋光台 第 404 号線	磯子区上中里町 416 番の 44 地先 同 区同 町 419 番の 123 地先	
小机 第 389 号線	港北区鳥山町 232 番の 1 地先 同 区同 町 243 番の 9 地先	
小机 第 390 号線	港北区鳥山町 335 番の 18 地先 同 区同 町 331 番の 20 地先	
小机 第 391 号線	港北区鳥山町 331 番の 7 地先 同 区同 町 400 番の 2 地先	
小机 第 392 号線	港北区鳥山町 392 番の 14 地先 同 区同 町 389 番の 18 地先	
小机 第 393 号線	港北区鳥山町 389 番の 18 地先 同 区同 町 392 番の 7 地先	
片倉 第 480 号線	港北区鳥山町 341 番の 3 地先 同 区同 町 426 番の 1 地先	
北八朔北部 第 398 号線	緑区北八朔町 2,190 番の 1 地先 青葉区千草台 50 番の 2 地先	
岡津 第 571 号線	泉区岡津町 1,307 番の 4 地先 同区同 町 1,344 番の 17 地先	



岡津 第 572 号線	泉区岡津町 1,344 番の 18 地先 同区同 町同 番の 29 地先
岡津 第 573 号線	泉区岡津町 1,344 番の 17 地先 同区同 町同 番の 16 地先
岡津 第 574 号線	泉区岡津町 1,308 番の 4 地先 同区同 町 1,330 番の 9 地先
瀬谷 第 561 号線	瀬谷区瀬谷一丁目 21 番の 1 地先 同 区同 20 番の 8 地先
北新 第 88 号線	瀬谷区下瀬谷三丁目 12 番の 31 地先 同 区同 13 番の 6 地先

横浜市告示第 24 号

市道路線の廃止

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

路線名	起 終	点 点
東寺尾 第 319 号線	鶴見区東寺尾五丁目 842 番の 3 地先 同 区同 同 番地先	
東寺尾 第 321 号線	鶴見区東寺尾五丁目 880 番地先 同 区同 881 番地先	
東寺尾 第 322 号線	鶴見区東寺尾五丁目 848 番地先 同 区同 896 番地先	
東寺尾 第 323 号線	鶴見区東寺尾五丁目 896 番地先 同 区同 842 番の 3 地先	
東寺尾 第 325 号線	鶴見区東寺尾五丁目 844 番地先 同 区同 849 番地先	
東寺尾 第 326 号線	鶴見区東寺尾五丁目 842 番地先 同 区同 855 番地先	
中原 第 2 号線	港南区笹下六丁目 2,775 番の 1 地先 同 区同 2,776 番の 90 地先	
中原 第 5 号線	港南区笹下六丁目 2,772 番の 8 地先 同 区同 2,776 番の 90 地先	
小机 第 250 号線	港北区鳥山町 331 番の 1 地先 同 区同 町 389 番の 3 地先	
小机 第 315 号線	港北区鳥山町 232 番の 1 地先 同 区同 町 245 番の 5 地先	
小机 第 316 号線	港北区鳥山町 233 番の 1 地先 同 区同 町 243 番の 8 地先	

小机 第 322 号線	港北区鳥山町 243 番の 6 地先 同 区同 町 337 番の 14 地先
小机 第 330 号線	港北区鳥山町 330 番の 1 地先 同 区同 町 401 番の 2 地先
小机 第 332 号線	港北区鳥山町 243 番の 1 地先 同 区同 町 333 番の 6 地先
小机 第 333 号線	港北区鳥山町 333 番の 1 地先 同 区同 町 341 番の 1 地先
小机 第 334 号線	港北区鳥山町 392 番の 3 地先 同 区同 町 429 番の 1 地先
小机 第 335 号線	港北区鳥山町 422 番の 2 地先 同 区同 町 421 番地先
片倉 第 28 号線	港北区鳥山町 341 番の 1 地先 同 区同 町 338 番の 3 地先
片倉 第 30 号線	港北区鳥山町 349 番の 13 地先 同 区同 町 335 番の 12 地先
つつじが丘 第 425 号線	緑区小山町 602 番の 2 地先 同 区同 町 603 番の 5 地先
北八朔南部 第 2 号線	緑区小山町 604 番の 1 地先 同 区同 町 605 番の 10 地先
北八朔北部 第 131 号線	緑区北八朔町 2,193 番の 2 地先 同 区同 町 2,191 番の 3 地先
北八朔北部 第 132 号線	緑区北八朔町 2,190 番の 3 地内
北八朔北部 第 140 号線	緑区北八朔町 2,152 番の 39 地先 同 区同 町 2,153 番の 3 地先
戸塚 第 129 号線	戸塚区吉田町 81 番の 3 地先 同 区同 町 221 番の 1 地先
戸塚 第 582 号線	戸塚区吉田町 237 番の 2 地先 同 区同 町 252 番の 1 地先

戸塚 第 583 号線	戸塚区吉田町 180 番の 3 地先 同 区同 町 221 番の 1 地先
岡津 第 183 号線	泉区岡津町 2,287 番地先 同区同 町 2,290 番地先
岡津 第 272 号線	泉区岡津町 1,308 番の 1 地先 同区同 町 1,330 番の 5 地先
岡津 第 343 号線	泉区岡津町 1,308 番の 1 地先 同区同 町同 番の 2 地先
岡津 第 345 号線	泉区岡津町 1,330 番の 5 地先 同区同 町同 番の 1 地先
岡津 第 370 号線	泉区岡津町 1,344 番の 16 地先 同区同 町同 番の 5 地先
岡津 第 371 号線	泉区岡津町 1,330 番の 11 地先 同区同 町 1,327 番地先
岡津 第 373 号線	泉区岡津町 1,329 番の 1 地先 同区同 町 1,333 番の 3 地先
中田 第 365 号線	泉区中田南四丁目 1,017 番地内 同区同 1,020 番地内
中田 第 374 号線	泉区中田南四丁目 1,017 番地内 同区同 1,020 番地内

横浜市告示第 25 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和 7 年 1 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員 m	延長 m
洋光台 第 404 号線	磯子区上中里町 416 番の 44 地先から 同 区同 町 419 番の 123 地先まで	5.51 ないし 6.21	112.90
小机 第 389 号線	港北区鳥山町 232 番の 1 地先から 同 区同 町 243 番の 9 地先まで	4.50 ないし 5.50	74.28
小机 第 390 号線	港北区鳥山町 335 番の 18 地先から 同 区同 町 331 番の 20 地先まで	6.00 ないし 6.01	202.00
小机 第 391 号線	港北区鳥山町 331 番の 7 地先から 同 区同 町 400 番の 2 地先まで	6.00 ないし 7.01	178.83
小机 第 392 号線	港北区鳥山町 392 番の 14 地先から 同 区同 町 389 番の 18 地先まで	4.50	29.20
小机 第 393 号線	港北区鳥山町 389 番の 18 地先から 同 区同 町 392 番の 7 地先まで	4.50 ないし 4.51	35.94
片倉 第 480 号線	港北区鳥山町 341 番の 3 地先から 同 区同 町 426 番の 1 地先まで	8.50 ないし 8.51	469.33
北八朔北部 第 398 号線	緑区北八朔町 2,190 番の 1 地先から 青葉区千草台 50 番の 2 地先まで	6.94 ないし 32.26	355.15
岡津 第 571 号線	泉区岡津町 1,307 番の 4 地先から 同 区同 町 1,344 番の 17 地先まで	6.50 ないし 8.12	223.86

岡津 第 572 号線	泉区岡津町 1,344 番の 18 地先から 同区同 町同 番の 29 地先まで	5.50 ないし 5.51	77.80
岡津 第 573 号線	泉区岡津町 1,344 番の 17 地先から 同区同 町同 番の 16 地先まで	4.50	23.35
岡津 第 574 号線	泉区岡津町 1,308 番の 4 地先から 同区同 町 1,330 番の 9 地先まで	4.50 ないし 4.51	10.94
瀬谷 第 561 号線	瀬谷区瀬谷一丁目 21 番の 1 地先から 同 区同 20 番の 8 地先まで	4.50 ないし 4.61	95.49
北新 第 88 号線	瀬谷区下瀬谷三丁目 12 番の 31 地先から 同 区同 13 番の 6 地先まで	6.43 ないし 6.56	113.66

横浜市告示第 26 号

市道区域の決定

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の決定の期日

令和 7 年 1 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
末吉橋 第 316 号線	鶴見区矢向一丁目 1,464 番地内から 同 区同 1,383 番の 2 地内まで	m 5.11 ないし 14.57	m 88.63
末吉橋 第 317 号線	鶴見区上末吉二丁目 1,264 番の 2 地内から 同 区同 1,357 番の 17 地先まで	3.97 ないし 13.66	132.98

横浜市告示第 27 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の供用開始の期日

令和 7 年 1 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
箕輪 第 162 号線	港北区箕輪町三丁目 494 番の 5 地先から 同 区同 618 番の 9 地先まで	m  5.30	m  11.43
菅田 第 33 号線	神奈川区菅田町 668 番の 1 地先から 同 区同 町 1,172 番の 1 地先まで	11.13 ないし 11.19	3.68



横浜市告示第 28 号

県道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 7 年 1 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
丸子中山茅ヶ崎	旧	旭区上白根町 1,152 番の 3 地先から 同区同 町 1,107 番の 22 地先まで	47.22 ないし 52.48 m	46.94 m
	新	同	46.16 ないし 47.38	同

横浜市告示第 29 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和 7 年 1 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
菅田 第 108 号線	旧	神奈川区菅田町 1,424 番の 2 地先から 同 区同 町 1,442 番の 1 地先まで	7.34 ないし 8.31	m  214.08
	新	同	5.95 ないし 8.31	210.95
菅田 第 115 号線	旧	神奈川区菅田町 1,392 番の 1 地先から 同 区同 町 1,386 番の 2 地先まで	3.97 ないし 4.67	5.50
	新	同	4.67	同
菅田 第 148 号線	旧	神奈川区菅田町 1,424 番の 10 地先から 同 区同 町 1,425 番の 2 地先まで	8.20 ないし 8.69	10.21
	新	神奈川区菅田町 1,248 番地先から 同 区同 町 1,425 番の 2 地先まで	7.14 ないし 8.69	27.59
	旧	神奈川区菅田町 1,215 番の 1 地先から 同 区同 町 1,158 番の 6 地先まで	7.12 ないし 9.14	67.01
	新	神奈川区菅田町 1,213 番地先から 同 区同 町 1,158 番の 6 地先まで	同	79.37

菅田 第 325 号線	旧	神奈川県羽沢町 917 番の 65 地先から 同 区同 町 926 番の 125 地先まで	2.85 ないし 3.13	45.88
	新	同	4.51 ないし 4.52	同
片倉 第 279 号線	旧	神奈川県片倉四丁目 117 番の 267 地先から 同 区同 同 番の 70 地先まで	6.77 ないし 7.73	37.68
	新	同	7.21 ないし 8.28	同
片倉 第 381 号線	旧	神奈川県片倉一丁目 482 番の 9 地先から 同 区同 500 番の 1 地先まで	3.75	4.01
	新	同	同	4.26
片倉 第 382 号線	旧	神奈川県片倉一丁目 476 番の 9 地先から 同 区同 489 番地先まで	4.02 ないし 4.04	27.77
	新	同	8.82 ないし 8.89	同
篠原 第 435 号線	旧	神奈川県白幡上町 269 番地先から 同 区同 町 270 番の 7 地先まで	3.67 ないし 3.71	23.11
	新	同	4.52 ないし 4.59	同
篠原 第 621 号線	旧	神奈川県白幡上町 270 番の 9 地先から 同 区同 町 205 番の 7 地先まで	1.90	6.91
	新	同	4.52	同
中原	旧	港南区笹下六丁目 2,801 番の 97 地先から 同 区同 3,417 番の 248 地先まで	3.58 ないし 3.80	49.96

第 18 号線	新	同	5.50 ないし 5.52	同
中原 第 28 号線	旧	港南区笹下六丁目 2,813 番の 7 地先から 同 区同 3,417 番の 261 地先まで	2.43 ないし 2.75	11.32
	新	同	3.48 ないし 3.65	同
鶴ヶ峰天王 町線	旧	保土ヶ谷区上星川三丁目 63 番の 3 地先から 同 区同 85 番の 10 地先まで	3.00 ないし 3.45	18.51
	新	同	6.88 ないし 7.28	同
今宿 第 30 号線	旧	旭区今宿東町 760 番の 2 地先から 同区同 町 830 番の 1 地先まで	2.86 ないし 2.94	96.60
	新	同	4.67 ないし 4.95	同
今宿 第 32 号線	旧	旭区今宿東町 810 番の 8 地先から 同区同 町 830 番の 1 地先まで	1.95 ないし 2.72	147.79
	新	同	3.71 ないし 8.15	146.51
東希望が丘 第 537 号線	旧	旭区中希望が丘 1 番の 105 地先から 同区さちが丘 70 番の 13 地先まで	1.99 ないし 2.00	26.92
	新	同	3.24 ないし 3.25	同
四季美台 第 308 号線	旧	旭区本宿町 123 番の 2 地先から 同区同 町 124 番の 45 地先まで	3.81 ないし 3.90	19.23
	新	同	4.50 ないし 4.53	同

高田 第 31 号線	旧	港北区高田西二丁目 473 番の 1 地先から 同 区同 422 番の 13 地先まで	3.74 ないし 6.47	17.88
	新	同	4.50 ないし 7.23	同
小机 第 314 号線	旧	港北区鳥山町 342 番の 1 地先から 同 区同 町 341 番の 3 地先まで	2.63 ないし 2.75	13.79
	新	同	8.78 ないし 12.68	同
小机 第 322 号線	旧	港北区鳥山町 241 番の 6 地先から 同 区同 町 337 番の 19 地先まで	2.70 ないし 2.73	13.75
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
小机 第 330 号線	旧	港北区鳥山町 405 番の 14 地先から 同 区同 町 404 番の 6 地先まで	2.88 ないし 2.99	17.53
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
菊名 第 476 号線	旧	港北区富士塚一丁目 1,842 番の 136 地先から 同 区同 同 番の 22 地先まで	3.63 ないし 3.85	39.40
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
菊名 第 477 号線	旧	港北区富士塚一丁目 1,842 番の 133 地先から 同 区同 同 番の 16 地先まで	3.80	47.72
	新	同	4.51	同
北八朔北部	旧	緑区北八朔町 2,193 番の 1 地内から 同区同 町 2,190 番の 1 地先まで	11.77	11.89

第 130 号線	新	同	7.73	同
大場町 第 30 号線	旧	青葉区大場町 266 番の 1 地先から 同 区同 町 269 番の 1 地先まで	4.65 ないし 4.72	21.81
	新	同	7.52 ないし 7.67	同
大場町 第 382 号線	旧	青葉区大場町 269 番の 6 地先から 同 区同 町同 番の 9 地先まで	1.68 ないし 2.31	36.76
	新	同	3.11 ないし 3.41	同
北山田 第 103 号線	旧	都筑区牛久保西四丁目 11 番の 23 地先から 同 区中川一丁目 25 番の 1 地先まで	6.00	12.42
	新	同	6.15	同
中川 第 184 号線	旧	都筑区大榎町 463 番の 2 地先から 同 区同 町 465 番の 2 地先まで	3.76 ないし 3.78	11.71
	新	同	3.89 ないし 3.90	同
川和 第 364 号線	旧	都筑区池辺町 4,293 番の 1 地先から 同 区同 町 4,337 番地先まで	5.46	2.12
	新	同	同	同
平戸 第 387 号線	旧	戸塚区平戸町 261 番の 23 地先から 同 区同 町 254 番の 1 地先まで	2.57 ないし 4.90	17.85
	新	同	5.52 ないし 5.73	同

矢部 第 521 号線	旧	戸塚区吉田町 237 番の 2 地先から 同 区同 町 81 番の 3 地先まで	5.61 ないし 8.34	61.46
	新	同	9.44 ないし 10.30	同
汲沢 第 324 号線	旧	戸塚区汲沢町 476 番の 11 地先から 同 区同 町 531 番の 8 地先まで	2.65 ないし 3.04	23.95
	新	同	3.59 ないし 3.78	同
戸塚 第 131 号線	旧	戸塚区吉田町 100 番の 4 地先から 同 区同 町 180 番の 8 地先まで	3.66 ないし 6.01	86.42
	新	同	7.11 ないし 7.16	同
東俣野 第 160 号線	旧	戸塚区小雀町 2,313 番の 1 地先から 同 区影取町 251 番の 2 地先まで	4.99	9.25
	新	同	同	同
新橋 第 389 号線	旧	泉区岡津町 2,208 番の 1 地先から 同区同 町 2,287 番地先まで	3.30 ないし 3.32	1.92
	新	同	3.66	同
岡津 第 341 号線	旧	泉区岡津町 1,300 番の 14 地先から 同区同 町 1,307 番の 4 地先まで	4.19 ないし 4.37	35.60
	新	同	6.50 ないし 6.62	同
岡津	旧	泉区岡津町 1,309 番の 9 地先から 同区同 町 1,330 番の 7 地先まで	1.84 ないし 1.90	41.74

第 345 号線	新	同	3.20 ないし 4.51	同
岡津 第 370 号線	旧	泉区岡津町 1,344 番の16地先から 同区同 町同 番の 5 地先まで	4.48 ないし 4.50	11.64
	新	同	4.50	同
岡津 第 372 号線	旧	泉区岡津町 1,315 番地先から 同区同 町 1,333 番の 3 地先まで	2.84 ないし 3.69	12.58
	新	同	3.69 ないし 3.79	同
	旧	泉区岡津町 1,315 番地先から 同区同 町 1,329 番の 1 地先まで	2.30 ないし 3.60	5.76
	新	同	4.00 ないし 5.30	同
橋戸 第 197 号線	旧	瀬谷区北新22番の 9 地先から 同 区同 26番の94地先まで	5.96 ないし 6.05	21.96
	新	同	6.05 ないし 6.90	同
瀬谷 第 102 号線	旧	瀬谷区瀬谷二丁目43番の23地先から 同 区瀬谷一丁目21番の 1 地先まで	2.68 ないし 2.80	25.02
	新	同	3.34 ないし 3.45	同
北新 第 15 号線	旧	瀬谷区下瀬谷三丁目21番の 4 地先から 同 区同 12番の31地先まで	3.88 ないし 4.50	24.32
	新	同	4.50 ないし 5.96	同



下瀬谷 第 43 号線	旧	瀬谷区宮沢二丁目 45 番の 34 地先	4.50	2.41
	新	同	同	同
下瀬谷 第 45 号線	旧	瀬谷区宮沢二丁目 35 番の 2 地先から 同 区同 45 番の 34 地先まで	4.51	1.33
	新	同	同	同
下瀬谷 第 266 号線	旧	瀬谷区阿久和西三丁目 48 番の 12 地先から 同 区同 33 番の 7 地先まで	3.63 ないし 3.77	37.80
	新	同	4.44 ないし 4.58	37.29
下瀬谷 第 425 号線	旧	瀬谷区阿久和西三丁目 47 番の 13 地先から 同 区同 33 番の 7 地先まで	2.92 ないし 3.20	46.86
	新	同	3.53 ないし 3.88	同

横浜市告示第 30 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和 7 年 1 月 24 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区 間	幅 員	延 長
下末吉 第 122 号線	旧	鶴見区矢向一丁目 1,433 番の 6 地先	9.81 ないし 9.89	17.81
	新	同	同	同
菅田 第 96 号線	旧	神奈川県菅田町 1,213 番地先から 同 区同 町 1,215 番の 1 地先まで	6.48	5.38
	新	同	同	4.43
菅田 第 109 号線	旧	神奈川県菅田町 1,248 番地先から 同 区同 町 1,424 番の 10 地先まで	6.48	3.98
	新	同	同	3.39
四季美台 第 362 号線	旧	旭区本宿町 114 番の 1 地先から 同区同 町 112 番の 1 地先まで	18.00	83.48
	新	同	25.64 ないし 39.49	同

四季美台 第 423 号線	旧	旭区南希望が丘 5 番の 9 地先から 同区同 28 番の 7 地先まで	7.63 ないし 10.05	21.21
	新	同	4.65 ないし 10.05	同
戸塚 第 132 号線	旧	戸塚区吉田町 98 番の 1 地先から 同 区同 町 133 番の 2 地先まで	2.51	6.44
	新	同	同	5.00

横浜市告示第 31 号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、横浜市開港記念会館 100 周年記念誌『「ジャックの塔」100 年物語』売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地	委託した収納事務に係る歳入	地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日	収納事務の委託をした日
ソーシャル アカデミック マネジメ ント 代表者 株式会社神 奈川新聞社	中区太田町 2 丁目 23 番地	横浜市開港記念 会館 100 周年記 念誌『「ジャッ クの塔」100 年物語』売払代 金	令和 6 年 12 月 28 日	令和 7 年 1 月 24 日

公告

横浜市公告第 36 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 24 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松井伸明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
港南区上大岡西二丁目 339 番 1 外	宅地	1,090.43

(3) 最低貸付価格

月額 1,383,755 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1 年間 (更新 1 回 (最長 1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

2 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 2 月 18 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 (横浜市役所市庁舎 12 階)

電話 045(671)2261

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名

停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

4 入札参加の手続

- (1) 必要書類

港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

- (2) 受付期間

令和7年2月5日から令和7年2月18日まで必着

- (3) 受付方法

書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）

- (4) 宛先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課

5 入札方法及び開札の日時及び場所

- (1) 入札方法

書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）

令和7年3月3日必着

（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ

- (2) 開札

令和7年3月6日午前10時

中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎12階 12-S03 会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札

- (2) 港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項における入札実施要項第6条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は港南区上大岡西二丁目土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 37 号

庁舎駐車場の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、庁舎駐車場の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市市庁舎駐車場、横浜市鶴見区総合庁舎駐車場、横浜市神奈川区総合庁舎駐車場、横浜市西区総合庁舎駐車場、横浜市中区庁舎駐車場、横浜市南区総合庁舎駐車場、横浜市金沢区総合庁舎駐車場、横浜市緑区総合庁舎駐車場及び横浜市青葉区総合庁舎駐車場	東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号	タイムズ 24 株式会社連合体 代表者 タイムズ 24 株式会社 代表取締役 西川 光 一	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市港南区総合庁舎駐車場、横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場、横浜市旭区総合庁舎駐車場、横浜市磯子区総合庁舎駐車場、横浜市港北区総合庁舎駐車場、横浜市都筑区総合庁舎駐車場、横浜市栄区庁舎駐車場及び横浜市泉区総合庁舎駐車場	同	同	同

横 浜 市 公 告 第 38 号

齋 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 齋 場 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 久 保 山 齋 場	中 区 山 下 町 1 番 地	清 光 社 ・ 宮 本 工 業 所 共 同 事 業 体 代 表 者 株 式 会 社 清 光 社 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 真	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 12 年 3 月 31 日 ま で



横浜市公告第 39 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札  
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 24 日

契約事務受任者

横浜市医療局長 原 田 浩 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
07-06-001	金沢区富岡 東二丁目 7 番 1 号	横浜市衛生 研究所	1.40

(3) 最低貸付料（最低歩合率）

物件番号 07-06-001 番 10 %

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 1 月 29 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）
  - (2) 交付場所  
ア 金沢区富岡東二丁目 7 番 1 号  
横浜市医療局衛生研究所 1 階管理課  
電話 045(370)8460  
イ 横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/sonota/iryo/>）
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 2 月 5 日まで
  - (2) 受付場所  
金沢区富岡東二丁目 7 番 1 号  
横浜市医療局衛生研究所 1 階管理課  
電話 045(370)8460
- 5 入札日時及び場所  
令和 7 年 2 月 12 日 午後 1 時 30 分  
金沢区富岡東二丁目 7 番 1 号  
横浜市医療局衛生研究所 2 階研修・会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領おける入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 40 号

公園の設置

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
片倉一丁目第二公園	神奈川区片倉一丁目 47 番の 10	別図のとおり	275 m <sup>2</sup>	ベンチ、水飲み、ブランコ	令和 7 年 1 月 24 日
鳥山町馬込公園	港北区鳥山町 330 番の 2 ほか	別図のとおり	2,775 m <sup>2</sup>	水飲み、ブランコ、すべり台、砂場、鉄棒	令和 7 年 1 月 24 日
岡津領家谷公園	泉区岡津町 1,330 番の 7	別図のとおり	668 m <sup>2</sup>	水飲み、すべり台、鉄棒	令和 7 年 1 月 24 日

別図（省略）

横浜市公告第 41 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 6 年 2 月横浜市公告第 96 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
戸塚区柏尾町字大善寺前 427 番の 1、428 番の 1、1,475 番の 13、字広町 429 番の 6、字尾崎台 439 番の 1 及び 1,475 番の 113 の各一部並びに字広町 429 番の 8
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

横 浜 市 公 告 第 42 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
元 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 271 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
戸 塚 区 戸 塚 町 字 三 ノ 区 216 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 43 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 ( 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ) 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
鶴 見 区 馬 場 三 丁 目 1,103 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ク ロ ロ エ チ レ ン 、 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 、 ト リ ク ロ ロ エ チ  
レ ン 、 テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン

横 浜 市 公 告 第 44 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 12 月 1 日	11342	有 限 会 社 原 管 工	原 泰 一	(新) 鎌 倉 市 七 里 ガ 浜 東 3 丁 目 5 番 8 号
				(旧) 鎌 倉 市 長 谷 2 丁 目 21 番 5 号

横浜市公告第 45 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、みすずが丘地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 25 日まで
- 2 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 7 年 3 月 4 日午前 10 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所  
青葉区市ケ尾町 31 番の 4  
横浜市青葉区役所 4 階 405 会議室



横浜市公告第 46 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、パークヒル上大岡建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 25 日まで
- 2 縦覧場所  
横浜市建築局建築指導部建築企画課  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 3 縦覧時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日  
令和 7 年 3 月 5 日午前 9 時 30 分
- 5 公開による意見の聴取の場所  
港南区港南四丁目 2 番 10 号  
横浜市港南区役所 5 階 地域協働ルーム

横 浜 市 公 告 第 47 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 4 月 22 日 第 2022 開 1103 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
大 和 市 下 草 柳 1,162 番 地 の 1  
株 式 会 社 す ま い パ ー ト ナ ー ズ  
代 表 取 締 役 田 邊 孔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 小 机 町 1,136 番 の 2 から 1,136 番 の 4 ま で 及 び 1,137 番  
の 1 から 1,137 番 の 11 ま で

横浜市公告第 48 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 11 ・ 12 号
- 2 指定年月日  
令和 7 年 1 月 15 日
- 3 道路の幅員  
4.50 m
- 4 道路の延長  
22.52 m
- 5 指定の場所  
港北区篠原東二丁目 1,693 番の 12 及び 1,693 番の 13
- 6 申請者の氏名  
株式会社ホームランド  
代表取締役 小野 洋一郎

横浜市公告第 49 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第 2024 ・ 13 ・ 5 号
- 2 指定年月日  
令和 7 年 1 月 9 日
- 3 道路の幅員  
5.50 m
- 4 道路の延長  
35.90 m
- 5 指定の場所  
戸塚区戸塚町 3,261 番の 55
- 6 申請者の氏名  
株式会社ホームランド  
代表取締役 小野 洋一郎

横 浜 市 公 告 第 50 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 39 ・ 55 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 7 年 1 月 14 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
68.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
南 区 別 所 六 丁 目 1,115 番 の 31 地 先 から 1,121 番 の 38 地 先 まで

横浜市公告第 51 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 40・117 号
- 2 廃止年月日  
令和 7 年 1 月 9 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.50 m 及び 6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
152.00 m
- 5 廃止の場所  
南区六ツ川三丁目 86 番の 16 地先から 102 番の 19 地先まで及び 97 番の 10 地先から 103 番の 2 地先まで

横浜市公告第 52 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 33・54 号
- 2 廃止年月日  
令和 7 年 1 月 9 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
96.60 m
- 5 廃止の場所  
旭区南希望ヶ丘 34 番の 9 地先から南希望ヶ丘 38 番の 12 地先まで

横 浜 市 公 告 第 53 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 7 年 1 月 8 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
12.93 m
- 4 廃 止 の 場 所  
鶴 見 区 岸 谷 四 丁 目 1,559 番 の 4 の 一 部



横 浜 市 公 告 第 54 号

道 路 附 属 物 自 動 車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 道 路 附 属 物 自 動 車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 ポ ー ト サ イ ド 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 伊 勢 佐 木 長 者 町 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 日 本 大 通 り 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 馬 車 道 地 下 駐 車 場 、 横 浜 市 福 富 町 西 公 園 地 下 駐 車 場 及 び 横 浜 市 山 下 町 地 下 駐 車 場	東 京 都 品 川 区 西 五 反 田 2 丁 目 20 番 4 号	タ イ ム ズ 2 4 株 式 会 社 共 同 事 業 体 代 表 者 タ イ ム ズ 2 4 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 西 川 光 一	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 10 年 3 月 31 日 ま で

区 告 示

鶴見区告示第 7 号（令和 7 年 1 月 14 日 掲 示 済）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 鶴 見 下 第 三 町 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た  
。

令 和 7 年 1 月 14 日

横 浜 市 鶴 見 区 長 渋 谷 治 雄

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	俵 利 文 鶴 見 区 鶴 見 中 央 五 丁 目 1 番 1 号	中 西 英 一 鶴 見 区 鶴 見 中 央 四 丁 目 6 番 10 号

区 公 告

港 南 区 公 告 第 1 号 ( 令 和 7 年 1 月 8 日 掲 示 済 )

横 浜 市 日 野 南 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定  
 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に  
 基 づ き 、 横 浜 市 日 野 南 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 と し て 、 次  
 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 7 年 1 月 8 日

横 浜 市 港 南 区 長 栗 原 敏 也

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
港 南 区 港 南 六 丁 目 2 番 3 号	一 般 社 団 法 人 こ う な ん 区 民 利 用 施 設 協 会 会 長 淡 路 伸 勝	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 12 年 3 月 31 日 ま で

南区公告第 7 号（令和 7 年 1 月 15 日 掲 示 済）

横浜市中村地区センター及び横浜市浦舟コミュニティハウスの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市中村地区センター及び横浜市浦舟コミュニティハウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中村地区センター	南区浦舟町 3 丁目 46 番地	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会 理事長 大津幸雄	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市浦舟コミュニティハウス	同	同	同

鶴見区公告第 1 号

横浜市鶴見市場コミュニティハウス等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市鶴見市場コミュニティハウス等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見市場コミュニティハウス	鶴見区北寺尾四丁目 21 番 20 号	社会福祉法人大樹理事長 山 本 一 郎	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市鶴見中央コミュニティハウス	鶴見区鶴見中央三丁目 2 番 1 号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会 理事長 木 佐 美 信 行	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

南区公告第 8 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 24 日

契約事務受任者

横浜市南区長 高 澤 和 義

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所 在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
07-40-001	南区浦舟町 2 丁目 33 番 地	南区総合庁舎 ( 1 階南土木事務所内 )	1.5
		南区総合庁舎 ( 2 階エレベーターホール )	1.5
		南区総合庁舎 ( 2 階南消防署職員食堂内 )	1.5
		南区総合庁舎 ( 3 階エレベーターホール )	1.5
		南区総合庁舎 ( 4 階エレベーターホール )	1.5
		南区総合庁舎 ( 5 階エレベーターホール )	1.5
		南区総合庁舎 ( 6 階エレベーターホール )	1.5
		南区総合庁舎 ( 7 階エレベーターホール )	1.5

(3) 最低貸付歩合率

販売実績の 20 % 以上

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで ( 5 年間 )

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領 ( 以下「事業者募集要領」という。 ) による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱 ( 以下「指名停止等措置要綱」という。 ) に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競

争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 事業者募集要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。

### 3 事業者募集要領の交付

- (1) 交付期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 17 日まで
- (2) 交付場所  
横浜市役所ホームページ  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2025/sonota/minami/>  
からダウンロードすること。

### 4 入札参加申込の受付

- (1) 受付期間  
令和 7 年 2 月 10 日から令和 7 年 2 月 17 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 受付場所  
南区浦舟町 2 丁目 33 番地  
横浜市南区役所総務課予算調整係  
（南区総合庁舎 6 階 67 番窓口）
- (4) 申込方法

窓口への持参による。

- 5 入札日時及び場所  
令和 7 年 2 月 27 日 午前 10 時  
南区浦舟町 2 丁目 33 番地  
南区総合庁舎 7 階 702 会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
  - (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 事業者募集要領における 7 (3) に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。



旭区公告第 4 号

市有財産への写真自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 24 日

契約事務受任者

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への写真自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( $\text{m}^2$ )
06-51-001 (1 台)	旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12 号	旭区庁舎地下 1 階 3 号会議室前	1.20

(3) 最低貸付歩合率

30.0 %

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への写真自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 (以下「指名停止措置要綱」という。) に基づく一般競争参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件 (入札物件) に証明写真等を販売する自動販売機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業 (以下「証明写真自動販売機設置運営事業」という。) を行う資力、能力等を有する者であること。

(5) 令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度において、写真自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への証明写真自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
  - (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。
- 3 市有財産への写真自動販売機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 7 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 受付時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
  - (3) 交付場所  
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12 号  
横浜市旭区役所総務部総務課  
電話 045(954)6011（直通）
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
3 の(1)と同様
  - (2) 受付時間  
3 の(2)と同様
  - (3) 受付場所  
3 の(3)と同様
- 5 入札日時及び場所
- 令和 7 年 2 月 21 日 午前 11 時  
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12 号  
横浜市旭区役所 2 階 1 号会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への証明写真自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の可否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

磯子区公告第 1 号

横浜市磯子公会堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市磯子公会堂の指定管理者として、次の者を指定した

。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市磯子区長 高 橋 功

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区山下町 1 番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	令和 7 年 4 月 1 日 から令和 12 年 3 月 31 日まで

磯子区公告第 2 号

横浜市磯子区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市磯子区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市磯子区長 高 橋 功

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区相生町 3 丁目 61 番地	チーム杉劇 / 横浜 市芸術文化振興財 団 / アイコニクス / ニックスサービ ス共同事業体 代表者 特定非営利活動法 人チーム杉劇 理事長 坂 本 連	令和 7 年 4 月 1 日 から令和 12 年 3 月 31 日まで

港北区公告第 8 号

市有財産への自動写真撮影機設置に関する一般競争入札  
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 24 日

契約事務受任者

横浜市港北区長 竹 下 幸 紀

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への自動写真撮影機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 ( m <sup>2</sup> )
06-80-001	港北区大豆戸町 26 番地の 1	港北区総合庁舎 ( 2 階エレベ ーター前通路部分 )	0.94

(3) 最低歩合率

販売実績の 30 % 以上

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで ( 5 年間 )

(5) 入札に付する条件

市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 ( 以下「指名停止措置要綱」という。 ) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 ( 入札物件 ) に証明写真等を販売する自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」 ( 以下「自動写真撮影機設置運営事業」という。 ) を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、自動写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 12 日まで
  - (2) 交付時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
  - (3) 交付場所  
港北区大豆戸町 26 番地の 1  
横浜市港北区役所総務部戸籍課  
電話 045(540)2250 (直通)
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間  
令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 12 日まで
  - (2) 受付時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
  - (3) 受付場所  
3 の (3) と同様
  - (4) 受付方法  
持参
- 5 入札日時及び場所  
令和 7 年 2 月 26 日 午前 10 時  
港北区大豆戸町 26 番地の 1 横浜市港北区役所  
4 階 2 号会議室
- 6 入札保証金  
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
  - (2) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領における 7 (3) に定める入札
- 8 契約書作成の要否  
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

泉区公告第 5 号

横浜市上飯田地区センター等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市上飯田地区センター等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市泉区長 山口 賢

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上飯田地区センター	泉区上飯田町 4,699 番地の 9	特定非営利活動法人よつ葉の会 理事長 馬場 勝己	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市下和泉地区センター	泉区下和泉一丁目 12 番 12 号	特定非営利活動法人泉南会 理事長 八木 勇喜	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市立場地区センター	泉区中田北二丁目 7 番 9 号	和の会 理事長 上原 敏博	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市中川地区センター	泉区岡津町 2,085 番地	特定非営利活動法人中川コミュニティーグループ 理事長 小泉 正彦	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市中田コミュニティハウス	泉区中田北二丁目 7 番 9 号	和の会 理事長 上原 敏博	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
横浜市しらゆり集会所	泉区白百合二丁目 6 番 16 号	白桜会 会長 井上 謙輔	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 2 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 2 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 12 月 26 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 7 年 1 月 24 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 柏 尾 小 学 校	事 務 職 員	山 本 健	戒 告



横浜市教育委員会公告第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号により、次の者を令和 6 年 12 月 26 日懲戒処分に付した。

令和 7 年 1 月 24 日

横浜市教育委員会

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立釜利谷南小学校	事務職員	遠山 駿	戒告

---

区選挙管理委員会

---

南区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 7 年 1 月 14 日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

横浜市議会議員南区選挙区の補欠選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和 7 年 1 月 14 日

横浜市南区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和 7 年 1 月 14 日から令和 7 年 2 月 9 日まで